

官報 号外

平成十三年五月二十五日

○第五百十二回 参議院會議 録第二十五号

平成十三年五月二十五日(金曜日)

午前十一時一分開議

○議事日程 第二十五号

平成十三年五月二十五日

午前十時開議

第一 計量法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

一、石油の安定的な供給の確保のための石油備蓄法等の一部を改正する等の法律案(趣旨説明)

以下 議事日程のとおり

○議長(井上裕君) これより會議を開きます。

この際、日程に追加して、

石油の安定的な供給の確保のための石油備蓄法等の一部を改正する等の法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(井上裕君) 御異議ないと認めます。平沼経済産業大臣。

〔國務大臣平沼起夫君登壇、拍手〕

○國務大臣(平沼起夫君) 石油の安定的な供給の確保のための石油備蓄法等の一部を改正する等の法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

我が国のエネルギー供給の大宗を占める石油は、国内供給のほぼ全量を輸入に依存しており、その安定的な供給の確保は我が国のエネルギー政策の根幹をなすものであります。しかるに今日、国際石油市場の一層の発達等、石油の供給をめぐる経済的、社会的環境に新たな変化が生じております。

このような状況の中で、引き続き石油の安定的な供給を確保するため、石油産業の需給調整規制を撤廃するとともに、緊急時における石油供給の確保の基盤である石油備蓄制度の強化及びより効果的かつ確実な自主開発原油の確保を図ることが必要であります。

こうしたことから、政府といたしましては、このたび、石油業法を廃止するとともに、石油備蓄法及び石油公団法を改正するため、本法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。
第一に、石油業法の廃止であります。
これは、需給調整規制を廃止し市場原理を一層

導入することにより、石油の安定的な供給という重要な役割を担う石油精製業者等がみずからの創意工夫により強靱な経営基盤を確立することを促進するものであります。

第二に、石油備蓄法の改正であります。

その改正の第一点は、同法の題名を石油の備蓄の確保等に関する法律とすることであり、

第二点は、石油精製業者等による石油備蓄義務の履行の確保の強化等を図るため、石油精製業、石油ガス輸入業、石油販売業を届け出の対象とするるとともに、石油輸入業を登録の対象とすることであり、

第三点は、石油公団が保有する国家備蓄の確かな放出を確保するため、経済産業大臣は、石油の供給が不足する等の事態が生ずる場合において、石油公団に対してその備蓄に係る石油を譲り渡すことを命ずることができるものとすることです。

第四点は、石油備蓄の放出の実効性をより確実なものとするため、経済産業大臣は、基準備蓄量を減少し、または石油公団に対して備蓄の譲り渡し命令を行う等の場合に、石油精製業者、石油輸入業者及び石油販売業者等に対し、指定石油製品の生産予定量等の報告をさせ、当該報告に基づき生産予定量の増加等の措置をとるべきことを勧告し、正当な理由なく勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができるものとすることです。あわせて、経済産業大臣は、緊急時に国民が的確に対応できるよう、必要な情報を国民に提供するものとすることです。

第五点は、石油備蓄義務の履行の確保の強化を図るため、罰則に係る規定の整備を行うことであ

ります。

第三に、石油公団法の改正であります。

その改正の第一点は、より効果的かつ確実な自主開発原油の確保を図るため、石油及び本邦周辺の海域における可燃性天然ガスの採取をする権利等を譲り受けて採取を行うために必要な資金を供給するための出資を行うことを石油公団の業務に加えることであり、

第二点は、石油公団が保有する国家備蓄の確かな放出を確保するため、経済産業大臣の命令に基づいて石油備蓄の譲り渡しを行うことを石油公団の業務に加えることです。

以上が本法律案の趣旨であります。この法律案につきましては、衆議院において修正が行われたところでございます。

何とぞよろしくお願いを申し上げます。(拍手)

○議長(井上裕君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。発言を許します。平田健二君。

〔平田健二君登壇、拍手〕

○平田健二君 民主党・新緑風会を代表して、ただいま議題となりました石油の安定的な供給の確保のための石油備蓄法等の一部を改正する等の法律案について、関係大臣に質問をいたします。

まず、法案に入る前に、去る四月十八日に本院本會議で京都議定書発効のための国際合意の実現に関する決議を行いました。七月にボンで開催されるCOP6の再開合意において、二〇〇二年に京都議定書が発効できるよう、政府のリーダーシップのもとに、米国も含めて国際合意がなされることを強く希望するものであります。

そこで、CO₂の排出規制とエネルギー政策との関係について伺います。

COP3を踏まえて平成十年に策定された二〇一〇年度を目標とする長期エネルギー需給見通しは、その後の原子力発電の下方修正などによって、わずか二年余りで見直しを余儀なくされましたが、いかに現実と乖離したつじつま合わせの計画であったかがわかります。

その上、近年の電力自由化によって、安価な石炭火力による新規参入が過半数を占めており、今後、一層CO₂の排出量が増大するおそれもあります。さらに今後、原子力の新增設には余り期待できず、自由化の進展に伴い化石燃料の消費がふえるという状況下にあります。このままでは、二〇一〇年度のCO₂排出量を九〇年の水準に抑えるという国際公約を達成することは不可能なのではないでしょうか。

議長国として京都議定書を取りまとめた我が国が、CO₂の削減目標を達成できないとなれば、国際的な信用を失うばかりではなく、来年の京都議定書の発効にも支障が出ると思われまます。国際公約を達成するためには、経済的措置等の具体化が必要ではないかと思ひます。

今後、政府は、環境保全、エネルギーの安定供給、市場効率化との整合性をどのように図り、エネルギー政策を再構築していくのか、平沼経済産業大臣に伺います。

次に、本法律案の第一の柱である石油業法の廃止に関連して伺います。

本法律案では、石油産業に対する各種規制を撤廃し、市場原理を導入することで石油産業の効率化を進め、経営基盤の強化を図るために、石油業

法を廃止することとしたしております。

昭和三十七年の石油業法制定以降、我が国の石油政策は、石油業法の運用を軸として石油産業に対する各種の規制が行われ、自由競争が制限されてまいりました。こうした石油産業に対する規制によって行政と業界のたれ合いと言われるような相互依存体質が生まれた面も否定できません。

その結果、我が国の石油産業は、探鉱、採掘といった産業の上流部門において小規模開発企業が乱立し、精製、販売等の下流部門においては設備の過剰や過当競争など構造的問題を抱え、総じて経営基盤が脆弱で真の国際競争力を有しないまま現在に至っております。また、石油製品の中でガソリンが極めて高値であるといった我が国独特の石油価格体系のゆがみなど、現在もなお解消されておられません。

これまでの石油政策が、我が国のエネルギーセキュリティ上、一定の役割を果たしてきたことは必ずしも否定はいたしません。政府は、本法案提出に当たって、これまでの石油業法及びそれに基つた石油行政の功罪についてどのように総括されているのか、さらに、残された諸課題にどのように対処していくのか、平沼経済産業大臣に伺います。

また、特定石油製品輸入暫定措置法が廃止された平成六年以降、我が国の石油産業は、合併を初め業務提携、事業統合などにより四グループへ再編集約が進んでおります。また、石油販売業においては、SSが一割弱も減少し、コスト削減による販売業の構造改善も進んでおります。

こうした動きが中核的な石油産業の形成、ひいては電力、ガスを含めたエネルギー企業への再編

につながり、その結果、世界の舞台でメジャーズと互角に対峙しているような強靱な競争力を有したエネルギー企業があらわれることを願うものであります。石油業法廃止によって、この流れがさらに加速され、日本版メジャーズと言われるような企業が出現する展望は開けるとお考えなのでしょうか。今後、我が国の石油産業のあり方も含めて経済産業大臣に伺います。

次に、第二の柱である石油備蓄法の一部改正について伺います。

今回の法改正によって石油業法が廃止され、石油産業に対する規制緩和が行われます。その一方で、石油備蓄法において、緊急時を含めた石油の安定供給を確保するため、石油輸入業者に登録制度を新たに導入するといった規制強化が一部盛り込まれております。

エネルギーの安定供給確保の重要性については、我々としても異議を唱えるものではありませんが、石油業法時代よりも石油輸入業に対して規制の強化を行わなければならないのはなぜでしょうか。見方によっては、規制緩和の一方で既存の行政権限を温存しようとしているようにも見えます。石油精製業、石油販売業、石油ガス輸入業は届け出制なのに、石油輸入業だけ新たに登録制度を導入することの合理的な理由を、経済産業大臣、御説明いただきたいと思ひます。

現在、我が国の石油備蓄制度は、石油公団が行う国家備蓄と石油備蓄法に基づく民間備蓄の二本立てとなっており、国家備蓄については約四千七百万キロリットル、八十三日分が備蓄され、民間の備蓄については約四千四百百万キロリットル、七十九日分が備蓄されております。

民間備蓄は、石油備蓄法によって民間の石油精製業者、石油販売業者、石油輸入業者に対して備蓄義務を課しているわけですが、昭和五十六年には九十日分達成されていたものが、平成元年以降、石油備蓄小委員会の報告を受けて備蓄義務を段階的に軽減し、平成五年以降の備蓄義務は七十日とされました。その後、石油備蓄法の改正を行い、さらに、平成十二年度からは民間備蓄助成融資制度の拡充で現在の備蓄水準に至っているわけです。

政府は、今後、国家備蓄の積み増しを検討されているようですが、適正な備蓄水準をどの程度とお考えなのでしょうか。また、民間備蓄と国家備蓄のバランスを今後どのようにしていくのか。さらに、エネルギーセキュリティ向上の観点から、石油依存度低減のために石油以外のエネルギー備蓄についてはどのようにお考えなのか、経済産業大臣に今後の方針を示していただきたいと思ひます。

石油備蓄はエネルギーセキュリティの見地から妥当であるにしても、国家備蓄に対しては石特会計から平成十三年度で二千七百三十億円もの予算が計上されております。しかも、国家備蓄基地における保管コストがキロリットル当たり五千円近くかかるのに対し、民間タンクの借り上げによる場合は半分以下で済むことが経済産業省の統計でも明らかとなっております。財政難の折から、さらに予算の効率的な執行を図るべきであると思ひますが、どのようなお考えなのか、経済産業大臣に伺います。

次に、第三の柱である石油公団法の一部改正について伺います。

石油公団は、過去に出融資先の探鉱開発事業などの失敗により三千五百十九億円の累積損失を出しております。さらに、長期見通しも合わせますと、少なく見積もっても四千九百六十億円以上の損失が見込まれております。

三年前の国会において石油公団の財務状況等が議論されました。これをきっかけに石油開発プロジェクト審査における客観性や透明性の欠如、公団の財務内容の情報開示などに関する問題点が各方面から指摘され、大きな社会問題を巻き起こしたという事実もあります。

政府は、一連の石油公団に係る問題をどのように総括され本法案の改正に臨んでいるのか、経済産業大臣に伺います。

石油公団に関しては、これまでも官僚が石油公団や石油開発会社に天下ることによって行政と公団と石油業界のたれ合いの関係を生んできました。そのことが出融資の甘さ、審査・監視体制のあいまいさを招き、ひいては多額の不良債権を累積させてきたのではないのでしょうか。今日においても公団出融資企業総数四百四社のうち四十一社に天下り役員がいることでも明らかのように、こうした官民の癒着関係は払拭されておられません。石油業界の下流部門にある企業に対しては、市場原理の導入による血のにじむようなリストラ努力を要求しながら、一方で官僚の天下り先だけは確保しようということなのでしょう。政府は、市場原理とは到底相入れることのないこうした慣行が石油業界全体の活力をそぐことになるとは考えないのでしょうか。経済産業大臣に見解を求めます。

我々は、石油公団に限らず、こうした監督官庁

から特殊法人やその出融資先への天下りは一刻も早く是正すべきだと考えますが、政府は今後とも現状を容認されるおつもりでしょうか。これに対する石原行政改革担当大臣の基本姿勢を伺います。

これまで政策の失敗が目立つ我が国の石油自主開発がどれだけ我が国の石油安定供給に役立ってきたと言えるのでしょうか。石油の自主開発は、石油の安定供給の確保を目的として開始されたにもかかわらず、諸外国に比べ大きく立ちおくれしております。既に優良な油田の権益を確保し、豊富な資金力、技術力、交渉力、探鉱開発の経験などを有する欧米のメジャーと比較しますと、我が国の石油開発会社は余りにも脆弱であります。

その結果、日本の自主開発比率は一五％と低水準に位置しております。もし今後とも石油の自主開発を国が責任を持って行っていくというのであれば、この現状を踏まえてどのように対応されるおつもりなのか、我が国のエネルギー政策の全貌も含め、経済産業大臣に明確に示していただきたいと思ひます。

また、今日、石油の中東依存度は八六％と、石油危機当時よりも高くなっております。脆弱性が高まって増大しております。限られた財源で新規の買収や探鉱出融資を進める場合、中東以外に主力を傾注するという基本方針をお示しいただきたいと思ひますが、経済産業大臣、いかがでしょうか。

次に、石油公団のあり方についてお伺ひいたします。

公団業務の主なもの、国家石油備蓄株式会社に対する出融資、民間企業に対する備蓄石油購入

基金の融資などがありますが、それらはいずれも政府系金融機関の業務と類似しております。平成十二年十二月に閣議決定された行政改革大綱では、他の特殊法人において類似の事業が行われている場合には、廃止、整理縮小・合理化などを図るとありますが、特殊法人改革の見地から、石油公団の今後のあり方について行政改革担当大臣にお伺ひをいたします。

また、石油公団の資金調達の方法についてお尋ねいたしますが、財投機関債の発行についてはどのように対応されるのか、経済産業大臣にお伺ひいたします。

本法では、当初、石油公団の業務について、本法施行の五年後に見直すこととしておりました。しかし、特殊法人改革の緊要性にかんがみ、衆議院において、民主党の主導により、見直しを三年に短縮する修正案を提出し、共産党を除く全会派の賛同を得て可決いたしました。

石油公団の徹底的な見直しという重要な政策課題を五年後に先延ばししようとしたのはいかなる理由なのか、経済産業大臣の見解を求め、私の質問を終わります。

ありがとうございます。(拍手)

(国務大臣平沼赳夫君登壇、拍手)

○国務大臣(平沼赳夫君) お答えをさせていただきます。

今後のエネルギー政策についてお尋ねでございますけれども、環境保全や効率化の要請に対応しつつ、安定供給の確保を実現するため、安全に万全を期した原子力の推進を図るとともに、総合資源エネルギー調査会において進められている検討を踏まえまして、さらなる省エネルギー対策、

新エネルギー対策、天然ガスの利用促進など、需給両面における総合的な対策を進めてまいりたい、このように思っております。

また、これまでの石油行政の総括についてのお尋ねでございますけれども、石油業法に基づく需給調整規制は、我が国石油産業の育成に寄与した反面、競争をある程度抑制する面があったことも御指摘のとおりであります。

これまでの規制緩和、自由化の総仕上げとして石油業法を廃止することとしておりますけれども、今後とも、石油備蓄の保有や自主開発の推進、石油産業の構造改革の支援等を通じて、石油の安定的かつ効率的な供給の確保に努めてまいりたい、このように思っているわけでございます。

さらに、今後の我が国石油産業の展望についてのお尋ねでございますけれども、一般の石油業法の廃止や石油公団による資産買収への支援措置等により、我が国石油産業の一層の構造改革が促されることを通じて、強靱な石油産業の形成が進み、さらには業種、業態の垣根を越えた総合エネルギー企業としての性格を持つ中核的企業グループが形成されていくことを私どもとしては期待いたします。

また、石油輸入業だけに新たに登録制を導入する理由についてのお尋ねでございますけれども、平成八年の石油製品の輸入自由化以降、石油の備蓄義務を履行しない石油輸入業者が増加をいたしております。このため、必要最小限の規制として、石油輸入業者が石油の備蓄義務を履行する能力があることを事前に確認できる登録制を導入する、そういうことにいたしましたわけでございます。

また、我が国のエネルギー備蓄政策についてのお尋ねでございますけれども、エネルギーの安定供給の観点から、現時点では石油及び液化石油ガス、LPGガスの備蓄が必要と考えております。

石油及びLPGガスの備蓄水準といたしましては、平成十一年八月の石油審議会報告を踏まえまして、IEA加盟主要国の平均を下回らない水準を確保すべきと考えておりますが、現在はいくつかの五日分下回っている状況でございます。このため、民間企業の負担も勘案をいたしまして、民間備蓄義務は現行水準を維持しつつ、石油については国家備蓄を漸次積み増すほか、LPGガスについても国家備蓄を着実に推進しているところでございます。

さらに、国家備蓄予算の効率的な執行についてのお尋ねでございますけれども、国家備蓄事業は多額の費用を要しているのは御指摘のとおりでございます。しかしながら、従来から維持管理費用の削減等のコスト削減に努めてきたところでありまして、近年におきましては、国家備蓄予算は減少傾向にございます。

今後とも、新規の備蓄積み増しに係る民間タンクの活用も含めまして、事業の効率化に努め、コスト削減を図ってまいりたい、このように考えております。

さらに、石油公団問題の総括についてでございますけれども、石油公団については、現在までプロジェクト採択基準の定量化、損益見通しの明確化、出融資先会社の整理、情報開示の徹底を行っておりまして、保有株式の売却にも着手をいたしたところでございます。今後とも、業務改善を一層推進いたしまして、国民の理解を得つつ、

効果的かつ効率的な自主開発の実施に努めてまいりたい、このように思っているわけでございます。

また、いわゆる天下りに関するお尋ねでございますけれども、石油公団等への当省出身者の就職につきましましては、個人としての能力、経験等が総合的に評価された上で、国家公務員法の定めのとおり行われたと認識しております。

また、石油公団プロジェクトについては、審査基準の定量化、客観化等を図っておりますが、今後は、さらに、外部の有識者で構成される経営諮問会議に毎年の採択方針を諮りまして、事前に経済産業大臣の承認を得るなどの措置を講ずることとしたところでございます。

また、石油自主開発政策及び中東依存度の低減についてのお尋ねでございますけれども、国の経済社会活動の基盤であるエネルギーの安定供給を図ることは政府の重要な責務でございます。今後とも、官民の協力のもと、自主開発原油の確保に努めてまいりたいと思っております。その際、石油調達先の多角化に資する案件等に重点を置いてまいりましても、中東地域内の多角化、産油国との関係強化等に資する案件への支援も実施をまいりたい、このように思っております。

また、石油公団の財投機関債の発行についてのお尋ねでございますけれども、石油公団の備蓄事業につきましましては、そもそも収益を目的とし得ない事業であること等の理由から、直ちに財投機関債を発行することは困難であると考えております。

しかしながら、今般の財投改革の趣旨を踏まえ

まして、今後形成されるであろう財投機関債市場の動向等に注視しつつ、発行可能性を検討してまいりたい、このように思っております。

また、石油公団の見直しの時期についてのお尋ねでございますけれども、昨年の八月、石油審議会の報告におきまして、当面十年間を自律的に石油開発事業が進められる中核的な企業グループの育成期間と位置づけ、五年目に石油公団の支援の見直しを行うこととされておまして、経済産業省といたしまして、この提言に沿って所要の措置を講じてまいりました。

その後、各方面における御議論等を踏まえまして、衆議院での本法案の審議におきまして、見直しの期間が五年から三年へと修正されたものと認識をいたしております。

経済産業省といたしましては、これを真摯に受けとめさせていただきます。法施行後三年の時点で積極的に見直しを行ってまいりたい、このように思っているわけでございます。(拍手)

(国務大臣石原伸晃君登壇、拍手)

○国務大臣(石原伸晃君) 平田議員の御質問にお答えさせていただきます。御質問は二点であったと思っております。

特殊法人等への天下りについてのお尋ねでございますが、特殊法人等については、現在、昨年十二月に閣議決定をいたしました行政改革大綱のとりましまして、新たな時代にふさわしい行政組織・制度への転換を目指すという観点から、その業務の廃止あるいは整理縮小・合理化、民間、国その他の運営主体への移管等の改革を進めている最中でございます。

特殊法人等への公務員の方の再就職につきましても、国民の皆様方が強い御関心を持たれ、また、平田議員御指摘のとおり、多くの批判があるということは十分認識をしております。

石油公団等、特殊法人等が中央省庁からの再就職の安易な受け皿にならないよう、昨年決定いたしました行革大綱の本旨にのっとりまして、その適正化について、これまでに閣議決定されておりますものを厳正に遵守させるとともに、今後、これらの法人自体の改革の検討とあわせて検討を進めていきたいと考えております。

二番目の御質問は、石油公団の今後のあり方というところでございますが、ただいま平沼経産大臣からお答えされましたとおり、私どももいたしまして、特殊法人等については、行政改革大綱のとりましまして、徹底した事業の見直しを行うこととしております。本年四月にはこの見直しの論点を公表したところでございます。

石油公団においても、議員御指摘のとおり、出融資業務が行われておりますけれども、政策金融全体に関しまして、このほか、九つの政策金融機関のほかにも、認可法人等を含めまして二十七の法人がこの出融資業務を行っております。

こういうものを整理縮小・合理化、廃止していく上で重要なポイントは、議員が御指摘されましたように、特殊法人等の中で事業が重複していないか、出資、融資、債務保証等それぞれの政策目的に応じた適切な選択が行われているか、社会情勢の変化により、既に事業の意義が乏しくなっていないか、この論点を指摘しておりますので、この論点ののっとり、すべての法人の事務事業について、先ほどお話をさせていただきましたように

に、廃止、整理縮小・合理化、民間、国その他の運営主体への移管など、ゼロベースから見直すこととしておりますので、この出融資業務につきましても、廃止、整理縮小・合理化を原則に検討をさせていただき、組織の抜本的な形態のあり方も見直させていただきたいと、こんなふうと考えております。(拍手)

○議長(井上裕君) これにて質疑は終了いたしました。
○議長(井上裕君) 日程第一 計量法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。経済産業委員長加藤紀文君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(加藤紀文君登壇、拍手)

○加藤紀文君 ただいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における環境保全の要請に伴い、ダイオキシン類等、極微量物質の濃度をあらわす計量単位を追加するとともに、高度の技術を必要とする極微量物質の計量証明を行う事業者について、認定制度を導入する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、計量証明事業の信頼性の確保、ダイオキシン対策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
なお、本法律案に対して四項目の附帯決議を行いました。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(井上裕君) これより採決をいたします。
本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(井上裕君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(井上裕君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

百八十一

百八十一

○

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(井上裕君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十時三十九分散会

出席者は左のとおり。

議長 井上 裕君
副議長 菅野 久光君

議員

高橋 令則君	高橋紀世子君	吉村剛太郎君
沢 たまき君	戸田 邦司君	片山虎之助君
岩本 莊太君	海野 義孝君	久世 公義君
加藤 修一君	脇 雅史君	石井 道子君
平野 貞夫君	水野 誠一君	野沢 太三君
魚住裕一郎君	益田 洋介君	木村 仁君
鈴木 正孝君	田村 秀昭君	景山俊太郎君
松岡満壽男君	高野 博師君	亀井 郁夫君
松 あきら君	大森 礼子君	阿南 一成君
渡辺 秀央君	但馬 久美君	末広まきこ君
山下 栄一君	鶴保 庸介君	山内 俊夫君
田名部匡省君	椎名 素夫君	久野 恒一君
日笠 勝之君	風間 昶君	中原 爽君
荒木 清寛君	入澤 肇君	大島 慶久君
若林 正俊君	浜田卓二郎君	鎌田 要人君
続 訓弘君	白浜 一良君	鴻池 祥肇君
森本 晃司君	星野 朋市君	河本 英典君
月原 茂皓君	山下 英利君	石渡 清元君
中島 啓雄君	森田 次夫君	清水嘉与子君
仲道 俊哉君	佐藤 昭郎君	岡野 裕君
日出 英輔君	畑 恵君	岩崎 純三君
佐々木知子君	森山 裕君	谷林 正昭君
斉藤 滋宣君	岩城 光英君	浅尾慶一郎君
龜谷 博昭君	加納 時男君	福山 哲郎君
森下 博之君	加藤 紀文君	郡司 彰君
岩永 浩美君	山下 善彦君	小宮山洋子君
狩野 安君	清水 達雄君	小川 敏夫君
野間 起君	田中 直紀君	本田 良一君
上野 公成君	南野知恵子君	伊藤 基隆君
松田 岩夫君	須藤良太郎君	柳田 稔君
松谷倉一郎君		藤井 俊男君
		佐藤 泰介君
		山崎 正昭君
		中曾根弘文君
		吉川 芳男君
		上杉 光弘君
		青木 幹雄君
		水島 裕君
		中川 義雄君
		有馬 朗人君
		市川 一朗君
		岸 宏一君
		松村 龍二君
		谷川 秀善君
		海老原義彦君
		成瀬 守重君
		宮崎 秀樹君
		矢野 哲朗君
		柳川 覺治君
		鹿熊 安正君
		竹山 裕君
		坂野 重信君
		斎藤 十朗君
		木俣 佳文君
		内藤 正光君
		櫻井 充君
		佐藤 雄平君
		海野 徹君
		高嶋 良光君
		平田 健二君
		今泉 昭君
		築瀬 進君
		岡崎トミ子君
		峰崎 直樹君

国務大臣 経済産業大臣 平沼 赳夫君 国務大臣 石原 伸晃君	江本 孟紀君 川橋 幸子君 長谷川 清君 蘆科 満治君 奥石 東君 円 より子君 角田 義一君 寺崎 昭久君 足立 良平君 勝木 健司君 千葉 景子君 直嶋 正行君 北澤 俊美君 久保 巨君 江田 五月君 山下八洲夫君 広中和歌子君 黒岩 秩子君 西川きよし君 大門実紀史君 宮本 岳志君 福島 瑞穂君 中村 敦夫君 八田ひろ子君 小泉 親司君 大沢 辰美君 井上 美代君 大脇 雅子君 佐藤 道夫君 西山登紀子君 須藤美也子君 阿部 幸代君 畑野 君枝君 清水 澄子君 堀 利和君 今井 澄君 岩佐 恵美君 林 紀子君 富樫 練三君 小池 晃君 谷本 巍君 吉川 春子君 緒方 靖夫君 笠井 亮君 池田 幹幸君 洲上 貞雄君 大淵 絹子君 松前 達郎君 本岡 昭次君 吉岡 吉典君 筆坂 秀世君 山下 芳生君 橋本 敦君 田 英夫君 梶原 敬義君 山本 正和君
副大臣 経済産業副大臣 松田 岩夫君	議長の報告事項 去る十六日議長において、次のとおり常任委員の 辞任を許可し、その補欠を指名した。 内閣委員 辞任 補欠 総務委員 辞任 補欠 法務委員 辞任 補欠 財政金融委員 辞任 補欠 文教科学委員 辞任 補欠 厚生労働委員 辞任 補欠 農林水産委員 辞任 補欠 小川 勝也君 直嶋 正行君 和田 洋子君 佐藤 雄平君
経済産業委員 辞任 補欠 国土交通委員 辞任 補欠 環境委員 辞任 補欠 災害対策特別委員 辞任 補欠 同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。 郵便振替法及び簡易郵便局法の一部を改正する 法律案 農住組合法の一部を改正する法律案 都市緑地保全法の一部を改正する法律案 同日次の質問主意書を内閣に転送した。 国税通則法の更正請求期間の延長に関する質問 主意書(齋藤勲君提出)(第二十七号) 去る十七日議長において、次のとおり常任委員の 辞任を許可し、その補欠を指名した。 内閣委員 辞任 補欠 市田 忠義君 富樫 練三君	直嶋 正行君 小川 勝也君 本田 良一君 竹村 泰子君 中島 啓雄君 西田 吉宏君 脇 雅史君 橋本 聖子君 佐藤 雄平君 和田 洋子君 西田 吉宏君 中島 啓雄君 橋本 聖子君 脇 雅史君 八田ひろ子君 大沢 辰美君 同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。 郵便振替法及び簡易郵便局法の一部を改正する 法律案 農住組合法の一部を改正する法律案 都市緑地保全法の一部を改正する法律案 同日次の質問主意書を内閣に転送した。 国税通則法の更正請求期間の延長に関する質問 主意書(齋藤勲君提出)(第二十七号) 去る十七日議長において、次のとおり常任委員の 辞任を許可し、その補欠を指名した。 内閣委員 辞任 補欠 市田 忠義君 富樫 練三君
総務委員 辞任 補欠 法務委員 辞任 補欠 外交防衛委員 辞任 補欠 財政金融委員 辞任 補欠 文教科学委員 辞任 補欠 厚生労働委員 辞任 補欠 農林水産委員 辞任 補欠 経済産業委員 辞任 補欠 国土交通委員 辞任 補欠 西田 吉宏君 中島 啓雄君	鴻池 祥肇君 補欠 岩城 光英君 富樫 練三君 市田 忠義君 本田 良一君 補欠 竹村 泰子君 益田 洋介君 補欠 海野 義孝君 岩城 光英君 補欠 鴻池 祥肇君 木俣 佳文君 補欠 石田 美栄君 石田 美栄君 補欠 木俣 佳文君 小山 峰男君 補欠 川橋 幸子君 佐藤 雄平君 補欠 和田 洋子君 直嶋 正行君 補欠 小川 勝也君 小川 勝也君 補欠 直嶋 正行君 竹村 泰子君 補欠 本田 良一君 海野 義孝君 補欠 益田 洋介君

橋本 聖子君 和田 洋子君 脇 雅史君 佐藤 雄平君	環境委員 片山虎之助君 海老原義彦君 補欠	中島 啓雄君 脇 雅史君 橋本 聖子君 補欠	国家基本政策委員 佐藤 泰三君 南野知恵子君 補欠	予算委員 木村 仁君 真鍋 賢二君 佐藤 泰三君 補欠	行政監視委員 南野知恵子君 佐藤 泰三君 補欠	懲罰委員 海老原義彦君 片山虎之助君 補欠	内閣委員 宮崎 秀樹君 仲道俊哉君の補欠 補欠	総務委員会 理事 岩城 光英君 岩城光英君の補欠 補欠	法務委員会 理事 福島 瑞穂君 福島瑞穂君の補欠 補欠	文教科学委員会 理事 荒木 清寛君 山下栄一君の補欠 補欠	農林水産委員会 理事 森下 博之君 金田勝年君の補欠 補欠	環境委員会 理事 末広まき君 成瀬守重君の補欠 補欠	総務委員 森田 次夫君 鴻池 祥肇君 市田 忠義君 補欠	外交防衛委員 市田 忠義君 富樫 練三君 補欠	財政金融委員 海野 義孝君 益田 洋介君 補欠	経済産業委員 鴻池 祥肇君 森田 次夫君 補欠	環境委員 益田 洋介君 海野 義孝君 補欠	予算委員 海老原義彦君 片山虎之助君 補欠	柳田 稔君 大森 礼子君 沢 たまき君 荒木 清寛君 池田 幹幸君 戸田 邦司君 補欠	高橋 令則君 補欠	補欠	決算委員 今井 澄君 柳田 稔君 補欠	行政監視委員 片山虎之助君 海老原義彦君 弘友 和夫君 補欠	議院運営委員 沢 たまき君 大森 礼子君 西山登紀子君 補欠	同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。	農住組合法の一部を改正する法律案 都市緑地保全法の一部を改正する法律案 同日内閣から次の答弁書を受領した。	参議院議員高嶋良充君提出外国人、母子家庭、障害者等の入居差別に関する質問に対する答弁書(第一五号)	同日内閣から、次の質問については、いずれも検討する必要がある、これに日時を要するため、それぞれ明示する期限までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による各通知書を受領した。	参議院議員櫻井充君提出診療放射線技師の業務範囲の在り方に関する質問(第二四号)(答弁することのできる期限 六月十三日)	参議院議員櫻井充君提出地方債発行に関する質問(第二五号)(同 六月十一日)	参議院議員櫻井充君提出年金福祉事業団に関する質問(第二六号)(同 六月十八日)	同日内閣から、議員友部達夫君について勾留期間が更新された旨の通知書を受領した。	同日衆議院事務総長から本院事務総長宛、衆議院は裁判官訴追委員を左記のとおり補欠選任した旨の通知書を受領した。	記 裁判官訴追委員 長勢 甚遠君(杉浦正健君の補欠) 高村 正彦君(森山眞弓君の補欠)	同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。	農住組合法の一部を改正する法律 都市緑地保全法の一部を改正する法律 去る二十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	内閣委員 鴻池 祥肇君 森田 次夫君 補欠	財政金融委員 森田 次夫君 鴻池 祥肇君 補欠	厚生労働委員 朝日 俊弘君 堀 利和君 補欠	環境委員 堀 利和君 朝日 俊弘君 補欠	予算委員 今井 澄君 柳田 稔君 補欠	荒木 清寛君 弘友 和夫君 福本 潤一君 補欠	沢 たまき君 補欠	補欠
---	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	---	--	--	--	--	--	--	----------------------	-----------	--	---	---	---	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	---	--	--	---	---	--	--	----------------------	-----------

平成十三年五月二十五日 参議院会議録第二十五号 議長報告事項

浜田卓二郎君 渡辺 孝男君 益田 洋介君 風間 昶君 池田 幹幸君 西山登紀子君 決算委員 辞任 柳田 稔君 補欠 福本 潤一君 今井 澄君 沢 たまき君 行政監視委員 辞任 風間 昶君 補欠 弘友 和夫君 益田 洋介君 荒木 清寛君 議院運営委員 辞任 西山登紀子君 池田 幹幸君 補欠 同日委員会において選任した理事は次のとおりである。 予算委員会 理事 佐々木知子君 (岩城光英君の補欠) 理事 常田 享詳君 (木村仁君の補欠) 理事 益田 洋介君 (弘友和夫君の補欠) 同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。 公職選挙法の一部を改正する法律案(中野寛成君外十五名提出)(衆第二五号) 同日議員から次の質問主意書が提出された。 被収容者の増加と刑務官等の労働条件に関する質問主意書(福島瑞穂君提出)(第二八号) 去る二十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 総務委員 辞任 八田ひろ子君 補欠 筆坂 秀世君	国土交通委員 辞任 筆坂 秀世君 補欠 八田ひろ子君 国家基本政策委員 辞任 筆坂 秀世君 補欠 大沢 辰美君 予算委員 辞任 筆坂 秀世君 補欠 大沢 辰美君 行政監視委員 辞任 風間 昶君 補欠 益田 洋介君 福本 潤一君 大森 礼子君 渡辺 孝男君 浜田卓二郎君 大沢 辰美君 筆坂 秀世君 戸田 邦司君 高橋 令則君 決算委員 辞任 沢 たまき君 補欠 福本 潤一君 議院運営委員 辞任 益田 洋介君 補欠 風間 昶君 同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 災害対策特別委員 辞任 大森 礼子君 補欠 沢 たまき君 同日議長において、次のとおり憲法調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 辞任 吉田 之久君 補欠 峰崎 直樹君 佐藤 道夫君 石井 一二君	同日委員会において選任した理事は次のとおりである。 内閣委員会 理事 森田 次夫君 (森田次夫君の補欠) 予算委員会 理事 弘友 和夫君 (益田洋介君の補欠) 同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。 商法等の一部を改正する等の法律案(相沢英之君外六名提出)(衆第二六号) 商法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(相沢英之君外六名提出)(衆第二七号) 同日議長は、次の内閣提出案を委員会に付託した。 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第八八号) 内閣委員会に付託 電気通信役務利用放送法案(閣法第六七号) 総務委員会に付託 刑法の一部を改正する法律案(閣法第五八号) 法務委員会に付託 国有財産法第十三条第一項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(閣議第一号) 財政金融委員会に付託 水道法の一部を改正する法律案(閣法第八九号) 厚生労働委員会に付託 電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律案(閣法第九二号) 不正競争防止法の一部を改正する法律案(閣法第九三号) 経済産業委員会に付託	同日委員会において選任した理事は次のとおりである。 測量法及び水路業務法の一部を改正する法律案(閣法第五九号) 国土交通委員会に付託 同日内閣から次の答弁書を受領した。 参議院議員齋藤勤君提出勝馬投票券発売税の新設に係る総務省の不同意に関する質問に対する答弁書(第二号) 同日内閣から、次の質問については、検討する必要がある、これに日時を要するため、明示する期限までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。 参議院議員齋藤勤君提出国稅通則法の更正請求期間の延長に関する質問(第二七号)(答弁することが出来る期限 六月六日) 一昨二十三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 総務委員 辞任 筆坂 秀世君 補欠 八田ひろ子君 外交防衛委員 辞任 広中和歌子君 補欠 羽田雄一郎君 農林水産委員 辞任 羽田雄一郎君 補欠 広中和歌子君 国土交通委員 辞任 八田ひろ子君 補欠 筆坂 秀世君 国家基本政策委員 辞任 南野知恵子君 補欠 佐藤 泰三君 大沢 辰美君 筆坂 秀世君
--	---	--	--

予算委員 辞任 佐藤 泰三君 補欠 南野知恵子君 真鍋 賢二君 木村 仁君 筆坂 秀世君 大沢 辰美君 懲罰委員 辞任 木村 仁君 補欠 真鍋 賢二君 同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 災害対策特別委員 辞任 益田 洋介君 補欠 加藤 修一君 同日議長において、次のとおり憲法調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 辞任 峰崎 直樹君 補欠 吉田 久之君 石井 一二君 佐藤 道夫君 同日次の質問主意書を内閣に転送した。 被收容者の増加と刑務官等の労働条件に関する質問主意書(福島瑞穂君提出)(第二八号) 昨二十四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 総務委員 辞任 山本 正和君 補欠 日下部禮代子君 外交防衛委員 辞任 羽田雄一郎君 補欠 広中和歌子君 文教科科学委員 辞任 日下部禮代子君 補欠 山本 正和君	厚生労働委員 辞任 堀 利和君 補欠 朝日 俊弘君 農林水産委員 辞任 広中和歌子君 補欠 羽田雄一郎君 経済産業委員 辞任 山下 善彦君 補欠 田村 公平君 国土交通委員 辞任 本田 良一君 補欠 岡崎トミ子君 環境委員 辞任 朝日 俊弘君 補欠 堀 利和君 岡崎トミ子君 本田 良一君 同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。 気象業務法の一部を改正する法律案(閣法第五六号) 水防法の一部を改正する法律案(閣法第五七号) 平成十一年度一般会計公共事業等予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(第百五十回国会提出、衆議院継続審査) 弁護士法の一部を改正する法律案(閣法第六二号) 同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。 短期社債等の振替に関する法律案(閣法第九六号)	株券等の保管及び振替に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第九七号) 地方税法の一部を改正する法律案(閣法第九八号) 租税特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第九九号) 同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律案(塩崎恭久君外四名提出)(衆第二八号) 同日議長は、次の内閣提出案を文教科科学委員会に付託した。 国立学校設置法の一部を改正する法律案(閣法第四一號) 同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を外交防衛委員会に付託した。 防衛庁設置法等の一部を改正する法律案(閣法第二九号) 同日委員長から次の報告書が提出された。 計量法の一部を改正する法律案(閣法第四六号) 審査報告書 計量法の一部を改正する法律案 右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。 平成十三年五月二十四日 経済産業委員長 加藤 紀文 参議院議長 井上 裕殿	要領書 一、委員会の決定の理由 本法は、最近における環境の保全の要請に伴い、物象の状態の量で極めて微量のものに関する適正な計量の実施を確保するため、必要な計量単位を追加するとともに、高度の技術が必要とする当該物象の状態の量の計量証明の事業について認定制度を導入する等の措置を講じようとするもので、妥当な措置と認める。 なお、別紙の附帯決議を行った。 一、費用 本法施行のため、別に費用を要しない。 附帯決議 政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。 一 極微量物質の計量計測における高度な技術的水準の確保の必要性等にかんがみ、特定計量証明事業の認定等の制度運用に当たっては、その技術進歩への対応に十分配慮するなど、制度の信頼性保持に努めること。 二 極微量物質の的確な計量計測に対応するため、計量管理や測定技術に関して、計量士等の研修制度を整備するなど、特定計量証明事業者の技術的能力の維持向上に努めること。 三 特定計量証明事業の認定制度に関しては、手数料の低廉化、認定手続の効率化等により特定計量証明事業者の負担の軽減に配慮するとともに、計量証明の依頼者等による制度理解の促進を図ること。 四 極微量物質に係る環境測定分析の重要性にかんがみ、国家標準物質の開発・供給、測定方法
---	---	---	---

平成十三年五月二十五日 参議院会議録第二十五号 議長の報告事項 計量法の一部を改正する法律案

の国際標準化等に積極的に取り組むこと。
右決議する。

計量法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成十三年三月一日

内閣総理大臣 森 喜朗

計量法の一部を改正する法律案

計量法の一部を改正する法律

計量法(平成四年法律第五十一号)の一部を次の
ように改正する。

目次中「第二節 計量証明検査(第百十六條―第
百二十一條)」を「第二節 計量証明検査(第百十六
條―第百二十一條) 第三節 特定計量証明事業(第
百二十一條の二) 第四節 特定計量証明認定機
関(第百二十一條の七―第百二十一條の十)」に改め
る。

第百九條に次の一号を加える。

三 当該事業が第百二十一條の二に規定する特
定計量証明事業のうち適正な計量の実施を確
保することが特に必要なものとして政令で定
める事業である場合にあつては、同條の認定
を受けていること。

第百十條の次に次の一條を加える。

(証明書の交付)

第百十條の二 計量証明事業者は、その計量証明
の事業について計量証明を行ったときは、経済
産業省令で定める事項を記載し、経済産業省令
で定める標章を付した証明書を交付することが
できる。

2 何人も、前項に規定する場合を除くほか、計
量証明に係る証明書に同項の標章又はこれと紛
らわしい標章を付してはならない。

3 前項に規定するもののほか、計量証明事業者
は、計量証明に係る証明書以外のものに、第一
項の標章又はこれと紛らわしい標章を付しては
ならない。

第百十三條中「一」を「いずれかに」に改め、同
條第五号を同條第六号とし、同條第四号の次に次
の一号を加える。

五 前各号に規定する場合のほか、計量証明の
事業について不正の行為をしたとき。

第三節 特定計量証明事業

(認定)

第百二十一條の二 特定計量証明事業(第百七條
第二号に規定する物象の状態の量で極めて微量
のものの計量証明を行うために高度の技術を必
要とするものとして政令で定める事業をいう。
以下この条において同じ。)を行おうとする者
は、経済産業省令で定める事業の区分に従い、
経済産業大臣又は経済産業大臣が指定した者
(以下「特定計量証明認定機関」という。)に申請
して、その事業が次の各号に適合している旨の
認定を受けることができる。

一 特定計量証明事業を適正に行うに必要な管
理組織を有するものであること。
二 特定計量証明事業を適確かつ円滑に行うに
必要な技術的能力を有するものであること。
三 特定計量証明事業を適正に行うに必要な業
務の実施の方法が定められているものである
こと。

(証明書の交付)

第百二十一條の三 前條の認定を受けた者(以下
「認定特定計量証明事業者」という。)は、同條の
認定を受けた事業の区分に係る計量証明を行っ
たときは、経済産業省令で定める事項を記載
し、経済産業省令で定める標章を付した証明書
を交付することができる。

2 何人も、前項に規定する場合を除くほか、計
量証明に係る証明書に同項の標章又はこれと紛
らわしい標章を付してはならない。

3 前項に規定するもののほか、認定特定計量証
明事業者は、計量証明に係る証明書以外のもの
に、第一項の標章又はこれと紛らわしい標章を
付してはならない。

(認定の更新)

第百二十一條の四 第百二十一條の二の認定は、
三年を下らない政令で定める期間ごとにその更
新を受けなければ、その期間の経過によって、
その効力を失う。

2 第百二十一條の二及び前條第一項の規定は、
前項の認定の更新に準用する。

(認定の取消)

第百二十一條の五 経済産業大臣は、認定特定計
量証明事業者が次の各号のいずれかに該当する
ときは、その認定を取り消すことができる。

一 第百二十一條の二各号のいずれかに適合し
なくなつたとき。

二 不正の手段により第百二十一條の二の認定
又は前條第一項の認定の更新を受けたとき。

(準用)

第百二十一條の六 第四十一條、第六十五條及び
第六十六條の規定は、認定特定計量証明事業者

に準用する。

第四節 特定計量証明認定機関

(指定の申請)

第百二十一條の七 第百二十一條の二の指定は、
経済産業省令で定める区分ごとに、経済産業省
令で定めるところにより、同條の認定を行おう
とする者の申請により行う。

(指定の基準)

第百二十一條の八 経済産業大臣は、第百二十一
條の二の指定の申請が次の各号に適合している
と認めるときでなければ、その指定をしてはな
らない。

一 経済産業省令で定める条件に適合する知識
経験を有する者が第百二十一條の二の認定
(以下この条及び次條において単に「認定」と
いう。)を実施し、その数が経済産業省令で定
める数以上であること。

二 法人にあつては、その役員又は法人の種類
に応じて経済産業省令で定める構成員の構成
が認定の公正な実施に支障を及ぼすおそれ
がないものであること。

三 前号に定めるもののほか、認定が不公平に
なるおそれがないものとして、経済産業省令
で定める基準に適合するものであること。

四 認定の業務を適確かつ円滑に行うに必要な
経理的基礎を有するものであること。

五 その指定をすることによって申請に係る認
定の適確かつ円滑な実施を阻害することとな
らないこと。

(認定の義務)

第百二十一條の九 特定計量証明認定機関は、認
定を行うことを求められたときは、正当な理由

がある場合を除き、遅滞なく、認定のための審査を行わなければならない。

2 特定計量証明認定機関は、認定を行うときは、前条第一号に規定する者にその認定を実施させなければならない。

(準用)

第二百一十一條の十、第二十七條、第二十八條の二、第三十條から第三十二條まで、第三十五條から第三十八條まで及び第六百六條第二項の規定は、特定計量証明認定機関及び第二百一十一條の二の認定に準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県知事又は特定市町村の長」とあるのは「経済産業大臣」と、第二十七條、第二十八條の二第一項及び第三十八條第五号中「第二十二條第一項」とあるのは「第二百一十一條の二」と、第二十八條の二第二項中「前三條」とあるのは「第二百一十一條の七、第二百一十一條の八及び第二百一十一條の十において準用する第二十七條」と、第三十五條中「第二十八條第二号」とあるのは「第二百一十一條の八第一号」と、第三十七條中「第二十八條第一号から第五号まで」とあるのは「第二百一十一條の八第一号から第四号まで」と読み替えるものとする。

第二百四十七條第二項及び第二百四十八條第二項中「指定検定機関」の下に、「特定計量証明認定機関」を加える。

第五百五十八條第一項中第十五号を第十七号とし、第十号から第十四号までを二号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の二号を加える。

十 第二百一十一條の二の認定を受けようとする者

十一 第二百一十一條の四第一項の認定の更新を受けようとする者

第五百五十八條第三項中「機構が行う」の下に「第二百一十一條の二の認定、第二百一十一條の四第一項の認定の更新」を加える。

第五百五十九條第一項第四号中「第一百一条第三項」の下に、「第二百一十一條の六」を加え、同項第八号中「第四百四十二條」を「第二百一十一條の十及び第四百四十二條」に改め、同項中第十七号を第二十二号とし、第十一号から第十六号までを五号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の五号を加える。

十一 第二百一十一條の二の指定をしたとき。

十二 第二百一十一條の二の認定をしたとき。

十三 第二百一十一條の五の規定により認定を取り消したとき。

十四 第二百一十一條の十において準用する第三十二條の届出があったとき。

十五 第二百一十一條の十において準用する第三十八條の規定により指定を取り消し、又は第二百一十一條の二の認定の業務の停止を命じたとき。

第六百六十二條第二項中「及び第二百一十一條第二項」を、「第二百一十一條第二項及び第二百一十一條の十」に改め、「第六百六十三條」の下に、「第二百一十一條の五」を加える。

第六百六十三條第一項中「指定検定機関」の下に「特定計量証明認定機関」を加える。

第六百六十八條第一項中「指定計量証明検査機関」の下に、「特定計量証明認定機関」を加える。

第六百六十八條の五第五号中「第十六号及び第十七号」を「第十二号、第二十一号及び第二十二号」に改め、同号を同条第七号とし、同条第一号から

第四号までを二号ずつ繰り下げ、同条に第一号及び第二号として次の二号を加える。

一 第二百一十一條の二の規定による認定に関する事務

二 第二百一十一條の四第一項の規定による認定の更新に関する事務

第七百七十一條中「一」を「いずれかに」に改める。

第七百七十一條中「及び第二百一十一條第二項」を「第二百一十一條第二項及び第二百一十一條の十」に改め、「指定計量証明検査機関」の下に、「特定計量証明認定機関」を加える。

第七百七十二條中「一」を「いずれかに」に改める。

第七百七十三條中「一」を「いずれかに」に改め、第十号を削り、第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 第六百十條の二第二項、第二百一十一條の三第二項、第六百三十六條第二項又は第六百四十四條第三項の規定に違反して標章を付した者

第七百七十四條及び第七百七十五條中「一」を「いずれかに」に改める。

第七百七十六條中「一」を「いずれかに」に改め、「指定計量証明検査機関」の下に、「特定計量証明認定機関」を加え、同条第一号及び第二号中「第二百一十一條第二項」の下に、「第二百一十一條の十」を加える。

第八百八十條中「第六百四十四條」の下に、「第二百一十一條の六」を加える。

別表第三濃度の項中「質量十億分率」を「質量十億分率 質量一兆分率 質量十兆分率」に、「体積十億分率」を「体積十億分率 体積一兆分率 体積十兆分率」に改める。

千兆分率」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(準備行為)

第二条 この法律による改正後の計量法以下「新法」という。第二百一十一條の二の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても、新法の例によりすることができる。

(経過措置)

第三条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の計量法第七條の登録を受けて計量証明の事業を行っている者であつて当該事業が新法第九條第三号に規定する事業に該当するものは、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日当該期間内に新法第七條の規定による登録の拒否の処分があつたときは、当該処分のあつた日までの間は、新法第七條の規定にかかわらず、当該計量証明の事業を行うことができる。その者が当該期間内に新法第八條の登録の申請をした場合において、当該期間を経過したときは、当該申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

(政令への委任)

第四条 前二條に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

投票者氏名

日程第一 計量法の一部を改正する法律案(内閣提出)

賛成者氏名

阿南 一成君 青木 幹雄君
有馬 朗人君 石井 道子君
石渡 清元君 市川 一朗君
入澤 肇君 岩城 光英君
岩崎 純三君 岩永 浩美君
上杉 光弘君 上野 公成君
海老原義彦君 大島 慶久君
岡野 裕君 加藤 紀文君
加納 時男君 狩野 安君
鹿熊 安正君 景山俊太郎君
片山虎之助君 鎌田 要人君
亀井 郁夫君 龜谷 博昭君
河本 英典君 木村 仁君
岸 宏一君 久世 公義君
久野 恒一君 鴻池 祥肇君
佐々木知子君 佐藤 昭昭君
斎藤 滋宣君 斎藤 十朗君
坂野 重信君 清水嘉与子君
清水 達雄君 須藤良太郎君
末広まきこ君 鈴木 正孝君

田中 直紀君 竹山 裕君
谷川 秀善君 月原 茂昭君
鶴保 庸介君 中川 義雄君
中島 啓雄君 中曾根弘文君
中原 爽君 仲道 俊哉君
成瀬 守重君 野沢 太三君
野間 越君 南野知恵子君
畑 恵君 日出 英輔君
星野 明市君 松谷蒼一郎君
松田 岩夫君 松村 龍二君
宮崎 秀樹君 森下 博之君
森田 次夫君 森山 裕君
矢野 哲朗君 柳川 覺治君
山内 俊夫君 山崎 正昭君
山下 英利君 山下 善彦君
吉川 芳男君 吉村剛太郎君
若林 正俊君 脇 雅史君
足立 良平君 浅尾慶一郎君
伊藤 基隆君 今井 澄君
海野 徹君 江田 五月君
江本 孟紀君 小川 敏夫君
岡崎トミ子君 勝木 健司君
川橋 幸子君 木俣 佳文君
北澤 俊美君 久保 亘君
郡司 彰君 小宮山洋子君
興石 東君 佐藤 泰介君
佐藤 雄平君 櫻井 充君
高嶋 良充君 谷林 正昭君
千葉 景子君 角田 義一君
寺崎 昭久君 内藤 正光君
直嶋 正行君 長谷川 清君
平田 健二君 広中和歌子君

福山 哲郎君 藤井 俊男君
堀 利和君 本田 良一君
松前 達郎君 円より子君
峰崎 直樹君 本岡 昭次君
築瀬 進君 柳田 稔君
山下八洲夫君 藁科 満治君
荒木 清寛君 魚住裕一郎君
海野 義孝君 大森 礼子君
加藤 修一君 風間 昶君
沢 たまき君 白浜 一良君
高野 博師君 但馬 久美君
統 訓弘君 浜田卓二郎君
浜四津敏子君 日笠 勝之君
益田 洋介君 松 あきら君
森本 晃司君 山下 栄一君
阿部 幸代君 井上 美代君
池田 幹幸君 岩佐 恵美君
緒方 靖夫君 大沢 辰美君
笠井 亮君 小池 晃君
小泉 親司君 須藤美也子君
大門実紀史君 富樫 練三君
西山登紀子君 橋本 敦君
畑野 君枝君 八田ひろ子君
林 紀子君 筆坂 秀世君
宮本 岳志君 山下 芳生君
吉岡 古典君 吉川 春子君
大淵 絹子君 大脇 雅子君
梶原 敬義君 清水 澄子君
谷本 巍君 田 英夫君
福島 瑞穂君 洲上 貞雄君
山本 正和君 岩本 莊太君
椎名 素夫君 田名部匡省君

反対者氏名

高橋紀世子君 松岡満壽男君
水野 誠一君 田村 秀昭君
高橋 令則君 戸田 邦司君
平野 貞夫君 渡辺 秀央君
佐藤 道夫君 西川きよし君
黒岩 秩子君 中村 敦夫君
菅野 久光君

○名

外国人、母子家庭、障害者等の入居差別に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十三年四月四日

参議院議長 井上 裕殿 高嶋 良充

外国人、母子家庭、障害者等の入居差別に関する質問主意書

憲法十四条で「すべて国民は、法の下に平等であつて人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」とされ、またさらに憲法二十二条において「何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。」ことが保障されている。しかし実際には、人種や民族、国籍あるいは門地、加えて障害の有無や家庭の諸事情などで、日常的に賃貸住居への入居拒否や入居差別が広く行なわれている現実がある。不当な入居差別に対して何らかの救済措置が必要である

との認識から、以下質問する。

一 日本は、人種差別撤廃条約を批准しているが、外国人の賃貸住居への入居が拒否されることが多い。こうした状況を放置していることは、人種差別撤廃条約批准国としての責務を放棄していることにならないか、政府の見解を示されたい。

二 今国会において「高齢者の居住の安定確保に関する法律」が成立した。しかし外国人、障害者、母子家庭など高齢者以外にも入居拒否や入居差別が行われている現状にかんがみ、賃貸住居に関する差別の実態を調査し救済する法律を制定する必要があるのではないか、政府の見解を示されたい。

三 高齢者の次に入居拒否や入居差別が多い外国人の居住の権利を守るため、人種差別撤廃条約に対応した国内法規を整備すべきではないか、政府の見解を示されたい。

四 以下は実際にあった具体的な事例であるが、これらは人種差別撤廃条約に違反していないのか。また違反している場合には、いかなる救済が可能なのか政府の見解を示されたい。

1 中国人、韓国人の留学生が、調理の際に、おいて部屋に臭い移るとか、汚れるとの理由で入居を拒否された例

2 不動産屋などの賃貸物件案内に「水商売・外国人ダメ」という入居条件が付けられた例

3 外国人であることを理由に、住居の貸主から入居する家族全員の写真と保証人二名を要求され、しかも保証人は日本人に限るとの条件を提示された例

五 具体的な例として、大阪大学の留学生の総数

が九一五人（一九九九年十一月時点）であるにもかかわらず、大阪大学が管理する留学生会館はわずか一六〇室と極めて少ないことが挙げられる。おそろくほとんどの国立大学、私立大学も同様な状況であると考えられる。留学生の住居の確保には、入居差別等で大変な困難を伴う。こうした留学生の住居の確保についても、政府は何かしらの援助措置を講ずる必要があるのではないかと、政府の見解を示されたい。

平成十三年五月十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 井上 裕殿

参議院議員高嶋良充君提出外国人、母子家庭、障害者等の入居差別に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員高嶋良充君提出外国人、母子家庭、障害者等の入居差別に関する質問に対する答弁書

一について

あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（平成七年条約第二十八号。以下「人種差別撤廃条約」という。）は、第五条において「締約国は、特に次の権利の享有に当たり、あらゆる形態の人種差別を禁止し及び撤廃すること並びに人種、皮膚の色又は民族的若しくは種族的出身による差別なしに、すべての者が法律の前に平等であるという権利を保障することを約束する」とし、「次の権利」の一つとして、同条(e)(iii)において「住居についての権利」を掲げている。

我が国は、人種差別撤廃条約の締約国として、諸施策の適正な実施を通じて同条に定める義務を履行しているところである。

二及び三について

外国人、母子世帯、障害者等に対する入居差別等の実態について平成八年度に建設省が委託調査した結果は、別表のとおりである。

公共賃貸住宅については、母子世帯及び障害者に対して、公営住宅の入居者の募集又は選考の段階において、戸数枠を設けて公募する方法又は当選率を有利にする方法により優先的な取扱いは行っており、都市基盤整備公団が賃貸する住宅（以下「公団住宅」という。）の入居者の選考の段階においても、当選率を有利にする方法により優先的な取扱いは行っている。また、国土交通省においては、公営住宅、公団住宅及び住宅金融公庫の貸付けを受けて建設された賃貸住宅について、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二十二条第二項の規定により永住許可を受けた者等に対して入居申込資格を認めるほか、外国人登録法（昭和二十七年法律第百二十五号）第四條第一項の登録を受けた者に対しても、可能な限り地域住民と同様の入居申込資格を認めるよう通達等により周知徹底に努めているところである。

民間賃貸住宅については、国土交通省において、関連不動産業団体に対して通達等により人権に関する教育・啓発活動のより一層の推進を求めているところである。また、社団法人全国賃貸住宅経営協会においては、地方公共団体が作成したパンフレットの配布及び講習会の開催

を通じて、人種、民族等を理由にした入居拒否等の差別的行為がないよう賃貸人に対する啓発を行っているほか、東京都、大阪府等の地方公共団体等においては、住宅の入居に関する相談窓口を設置していると承知している。さらに、法務省の人権擁護機関においては、各種の人権問題について相談を受け付けている。

政府としては、外国人、母子世帯、障害者等に対する入居差別の現状を踏まえつつ、これらの者に対する入居差別が行われないよう、引き続き、所要の措置を講じてまいりたい。また、人権擁護施策推進法（平成八年法律第二十号）に基づき法務省に設置された人権擁護推進審議会における人権救済制度の在り方についての調査審議の結果を踏まえ、人種差別を含む様々な人権侵害の被害者救済のための措置や制度について検討してまいりたい。

四について

御指摘の事実が、我が国が人種差別撤廃条約の締約国として撤廃のための政策の実施を義務付けられている人種差別に該当するか否かについては、これらの事実の具体的な事情を勘案する必要があることから、一概に判断することは困難である。

いずれにせよ、法務省の人権擁護機関では、御指摘のような事案について人権侵犯の疑いがあると判断した場合には、速やかに調査し、賃貸人に対する啓発活動を行う等適切な措置を講ずることとしている。

五について

平成十二年度に文部省が行った調査によれば、平成十二年五月現在、我が国で学んでいる

留学生の数は約六万四千人であり、そのうち、民間のアパート等に入居している者が約四万三千人、大学、公益法人等が設置した留学生宿舎、一般学生寮等に入居している者が約二万人である。

留学生の受入れを円滑に推進するためには、留学生の住居を確保することも重要な施策であると考えている。このため、文部科学省においては、国立大学における留学生宿舎の建設、運

営等を行うとともに、公益法人が行う、留学生宿舎の建設等の事業、私立大学、地方公共団体等による留学生宿舎の建設等を奨励する事業、企業社員寮の空き室の貸与を留学生にあつせんする事業、民間の良質なアパート等を留学生宿舎として確保する事業、失火や家賃の未払等の場合に留学生等に補償する制度を周知する事業等に対する補助を行っているところであり、引き続き、これらの施策を推進してまいりたい。

別表

入居資格の制限の有無等	回答全体に対する割合
制限していない	五二・八パーセント
制限している	四七・二パーセント
一人暮らしの高齢者を拒否	二七・九パーセント
外国人を拒否	二三・二パーセント
障害者を拒否	九・五パーセント
一人親世帯を拒否	四・〇パーセント

備考一 民間賃貸住宅の経営者五百七十名からの回答結果である。

二 入居資格の制限の対象者については複数回答がある。

勝馬投票券発売税の新設に係る総務省の不同意に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十三年五月一日

参議院議長 井上 裕殿 齋藤 勁

勝馬投票券発売税の新設に係る総務省の不同意に関する質問主意書

かつての日本の行き過ぎた中央集権体制が全国のあらゆる自治体に画一的行政を強い、地域の自主性を育てることが十分でなかったという反省から、この間地方分権が進み、昨年四月に地方分権一括法の施行により、地方公共団体の課税自主権が拡大された。このことに伴い、法定外普通税の

取扱いについて、従来の許可制から協議制に変わるなど、地方公共団体の法定外税の創設を国が認める要件も緩和されたものと認識している。

この新しい制度適用の第一号として、横浜市では地方分権を実践する試みの一つとして、勝馬投票券発売税を横浜市議会が可決し、総務大臣に同意を求めた。これは、①地域の費用は、その構成員である住民がみんなで負担すべきであること、

②公共法人は一般的に公共サービスを提供しているが、地域の生活等に着眼して、直接その向上を図っていないものは相応の負担をしてもらおうという地方自治の精神に沿った考え方によるものである。その協議に対し、総務大臣は三月三十日、国の経済施策に照らして不同意との結論を出した。不同意の理由としては、JRA(日本中央競馬会)の国庫納付金制度は国の重要な施策であり、合理的な課税の理由がない限り認められないという極めて不明確なもので、国の不同意の裁量権が非常に大きいということが感じられるものであった。これでは、「国の経済施策」というあいまいな言葉を盾にして、自治体の課税自主権を否定することになり、地方分権を推進すべき総務省の姿勢として誤っていると考えざるを得ない。そこで以下質問する。

一 横浜市の新税創設に対する不同意は、地方税法第六十七条第三号の「国の経済施策に照らし適当でない」という条文に該当するとし、さらに「国の経済施策」とは国の各省庁が行うべき特に重要な施策をいう」と付記されているが、この「特に重要な施策」の具体的な基準は何か。聞くところによると、横浜市からの照会に対し

して総務省では「特に重要な施策」として、「国の経済施策に該当するかどうかの具体的判断は、個々の事例に応じて総合的に行われる」と回答しているようだが、それでは明確な基準はないということか。

さらに、JRAの国庫納付金制度が他の経済施策に比較して、特に重要な施策である根拠は何か、具体的に答えられたい。

二 総務省は、地方公共団体が法定外税を創設する際の処理基準等について、平成十三年四月十二日に自治税務局長名で都道府県に通知した。その中で、議会等において十分な検討が行われることが望ましいといいつながら、地方分権一括法の施行に際し地方税法から削除した国が同意するための積極的要件、つまり、その税収入を確保できる税源のあること及びその税収入を必要とする財政需要があることという条件を、あろうことかわざわざ留意事項として復活させている。

この留意事項は、法定外税の新設に当たっての処理基準なのか。また、処理基準でないとすれば、どういう位置付けになるのか。こうした指導強化ととられるような留意事項を通知した趣旨は何か。

三 総務省は地方分権を推進すべき立場にあるが、不明確な処理基準あるいは留意事項を示すことはかえって地方公共団体の自主性を阻害し、法定外税を創設しづらくすることになると考えるがどうか。

また総務省は、処理基準等で地方税法に規定する不同意の事由を補足するのであれば、同意・不同意要件を最小限とし、分かりやすく限

定列挙すべきと考えるがどうか。
右質問する。

平成十三年五月二十二日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 井上 裕殿

参議院議員齋藤勤君提出勝馬投票券発売税の新設に係る総務省の不同意に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員齋藤勤君提出勝馬投票券発売税の新設に係る総務省の不同意に関する質問に対する答弁書

一について

国の経済施策とは、一般に、経済活動に関して国が行うべき施策をいうと考えられるが、法定外普通税の制度を設けた地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。)の適切な運用を図るため、法第六百七十一条第三号にいう「国の経済施策」とは、特に重要な、又は強力に推進を必要とするものに限られるものと解しているところ、国の経済活動に関する施策は広く経済活動全般に及んでおり、その内容も極めて様々であることから、経済活動に関する国のある施策が右の特に重要な又は強力に推進を必要とするものに該当するかどうかの具体的な判断は、同意を行う総務大臣が、当該施策の趣旨、内容等を踏まえて個々の事例に即して総合的に行うしかなく、あらかじめその判断の具体的な基準を示すことは困難である。

中央競馬は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第百八十五条から第百八十七条までの規定

にかかわらず、競馬法(昭和二十三年法律第五十八号)及び日本中央競馬会法(昭和二十九年法律第二百五号)に基づき日本中央競馬会が独占的に行うことが認められ、かつ、勝馬投票券の発売金額の一定額は、国庫に納付され、当該国庫納付金の額に相当する金額は、畜産振興及び民間の社会福祉事業の振興のために必要な経費に充てなければならぬと法律上明確に規定されていることから、このような制度を設け運営することは、特に重要な施策として、法第六百七十一条第三号の「国の経済施策」に当たると考えられる。

二について

「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準等及び留意事項について」(平成十三年四月十二日付け総務企第六十四号総務省自治税務局長通知。以下「新通知」という。)は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十条の二第二項に定める基準(以下「処理基準」という。)、同法第二百五十条の三第一項に定める標準処理期間及び協議の申出に係る手続を定めるとともに、「法定外税の検討に際しての留意事項」(以下「留意事項」という。)の項目において、地方公共団体が法定外税の新設又は変更を検討する際に、法に定める不同意要件及び非課税規定並びにその他の事項に関して留意すべき事柄を、地方自治法第二百四十五条の四第一項の規定による技術的な助言として示したものである。

したがって、留意事項は、処理基準ではなく、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成十一年法律第八十七

号。以下「地方分権一括法」という。)による法の改正後の地方公共団体における法定外税導入に向けての様々な検討状況を踏まえ、地方公共団体の取組に資するようにとの観点から技術的な助言として記載されているものである。

三について

新通知においては、地方自治法第二百五十条の二第一項の規定に基づき処理基準を定めたところ、過去の法定外普通税の例や今後の経済社会の変化を考えれば、新設される法定外税の内容としては非常に多様なものがあり得ることから、総務大臣が同意するかどうかを判断するためには必要な基準として、具体的な要件をあらかじめ示すことは困難であり、かえって地方公共団体の自由な発想や創意工夫を妨げるなどの結果をも招きかねないと考ええる。このようなことから、法律上の要件と同じ内容を処理基準として定めたものである。

また、留意事項は、二について述べたとおり、地方分権一括法による法の改正後の地方公共団体における法定外税導入に向けての様々な検討状況を踏まえ、地方公共団体の取組に資するようにとの観点から技術的な助言として記載されているものである。

第二十三号中正誤

ペジ 段行 誤

ハニ 終わり 協会

正 団体連合会

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

(第三号の發送は都合により後日となる)

行所
〒一〇五-八四四五
東京都港区虎ノ門二丁目

話
03
(3587)
4294

価
本号一部
一〇五円
〇〇円